

## 鳥取市立病院実習生受入要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、鳥取市立病院（以下「病院」という。）における受託実習生（以下「実習生」という）の受け入れに係る必要事項を定める。

### (定義)

第2条 この要項において「実習生」とは、医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の養成を目的とする学校もしくは養成所または関係団体等（以下「養成機関等」という。）の学生、生徒等であって、当該養成機関等の長による実習の依頼に基づき、病院で実習生として受け入れる者をいう。

### (依頼書及び承諾)

第3条 養成機関等の長は、実習を病院に委託しようとするときは、病院長に依頼書を提出しなければならない。ただし、依頼書の提出が困難な場合、養成機関等の長は、病院長に承諾を得なければならない。

2 前項による依頼があったときは、病院長は、病院の業務に支障がない場合に限り承諾することができる。

### (受入れ期間)

第4条 実習の受け入れ期間は、受け入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

### (実習料)

第5条 実習生等の実習料等については、協定書又は契約書に定めるところによる。

2 第3条第2項の承諾を受けた養成機関等の長は、所定の期日までに実習料を納入しなければならない。

3 養成機関等の長が実習料等を前項の期日までに納入しないときは、病院長は第3条第2項の承諾を取り消すことができる。

4 既納の実習料は返還しない。ただし、実習生が疾病その他やむを得ない事情により実習等に参加できなかった場合は、その限りではない。

### (実習生の義務)

第6条 実習生は、病院が定めた諸規定・心得等を遵守し、また実習指導者の指示に従い実習を行わなければならない。

2 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習期間終了後においても同様とする。

(災害補償)

第7条 実習中に発生した災害により実習生に生じた損害については、病院はその責を負わない。

(実習の停止及び承諾の取り消し)

第8条 実習生が病院の諸規則に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、病院長は当該実習生の実習を停止させ、又は受入れの承諾を取り消すことができる。

(損害賠償等)

第9条 養成機関等の長は、当該実習生の故意又は過失により医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令等の定めるところにより、損害賠償等の責任を負うものとする。

2 養成機関等の長は、実習生を傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

(補足)

第10条 この要項に定めるものの他、実習生に関する必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。